

広島県公安委員会公告第 143 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 3 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

1 実施日及び場所

(1) 東城国際射撃場

	実 施 日	場 所
1	令和 8 年10月15日（木）	広島県庄原市東城町川東字恵谷山70番地 5
2	令和 8 年11月19日（木）	
3	令和 8 年12月17日（木）	
4	令和 9 年 1 月21日（木）	
5	令和 9 年 2 月18日（木）	
6	令和 9 年 3 月18日（木）	

(2) 甲山国際射撃場

	実 施 日	場 所
1	令和 8 年10月20日（火）	広島県世羅郡世羅町大字川尻454番地14
2	令和 8 年11月24日（火）	
3	令和 8 年12月22日（火）	
4	令和 9 年 1 月24日（日）	
5	令和 9 年 2 月16日（火）	
6	令和 9 年 3 月 2 日（火）	

(3) 広島国際射撃場

	実 施 日	場 所
1	令和 8 年10月 6 日（火）	広島県安芸高田市八千代町向山字大原60番地12
2	令和 8 年11月17日（火）	
3	令和 8 年12月13日（日）	
4	令和 9 年 1 月14日（木）	
5	令和 9 年 2 月 4 日（木）	
6	令和 9 年 3 月 9 日（火）	

2 受付時間及び開始時間

全実施日とも、受付時間は午後 0 時30分から午後 1 時までとし、午後 1 時から開始する。

3 使用できる猟銃の種類

- (1) 東城国際射撃場 散弾銃及び散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）
- (2) 甲山国際射撃場 散弾銃
- (3) 広島国際射撃場 散弾銃

4 講習事項等

科 目	講 習 事 項
猟銃の操作	(1) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い (2) 猟銃の点検 (3) 実包の装填及び拔出しその他実包の取扱い (4) 射撃の姿勢及び動作
猟銃の射撃	(1) 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃 (2) 散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

5 講習の注意事項

- (1) 講習で使用する銃は、受講者が所持許可を受けて所持する銃とする。
- (2) 散弾銃による射撃方式は、東城国際射撃場にあつてはスキート射撃、甲山国際射撃場及び広島国際射撃場にあつてはスキート射撃又はトラップ射撃とする。
- (3) 講習で使用する実包（散弾実包は、7 1/2 号以下のものに限る。）は、受講者があらかじめ用意すること。
- (4) 受講に際しての持参物は、猟銃・空気銃所持許可証及び技能講習通知書記載の携行品とする。
- (5) 感染症拡大防止、災害発生等の理由により、講習を中止することがある。

6 受講申込手続

- (1) 受講を希望する講習実施日の10日前までに、住所地を管轄する警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課の窓口又はe-Gov電子申請から申込みを行う。
- (2) 定員は、東城国際射撃場にあつては散弾銃6名及び散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）6名、甲山国際射撃場及び広島国際射撃場にあつては散弾銃12名程度とし、受講者は、原則として先着（受講手数料の納付）順で決定する。
- (3) 窓口での申込みにあつては申込時に、e-Gov電子申請での申込みにあつては住所地を管轄する警察署からの指示に従い受講手数料14,000円を納付して、技能講習通知書の交付を受ける。
- (4) 所定の期日に受講しなかった場合、既に提出された技能講習申込書及び受講手数料は返還しない。

7 講習に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話（082）228-0110（代）内線 3038～3040）
又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課